

空乗第2131号
平成12年8月22日(制定)
国空航第3037号
令和4年3月29日(最終改正)

操縦士実地試験実施細則

操縦教育証明 (滑空機)

国土交通省航空局安全部安全政策課

I. 一般

1. 操縦教育証明（曳航装置なし動力滑空機、曳航装置付き動力滑空機及び上級滑空機）に係る実地試験を行う場合は、操縦士実地試験実施基準及びこの細則によるものとする。
2. 上級滑空機による実技試験の場合は、複座機により2回飛行するものとし、うち少なくとも1回は航空機曳航により行うものとする。
3. 曳航装置付き動力滑空機による実技試験の場合は、複座機により2回飛行するものとし、1回は自力発航により、1回は航空機曳航により行うものとする。ただし、自力発航の用に供することのできない曳航装置付き動力滑空機を使用する場合は、2回の航空機曳航により行うものとする。
4. 「III. 実技試験」の実施要領に「口述」とあるのは、発航準備中及び運航中に状況を模擬に設定し、その処置を口頭により説明させ又は模擬操作を行わせることを意味する。

II. 口述試験

口述試験において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

1. 一般知識			
(目的) 法規、工学、気象等の学科教育に必要な知識について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
1-1	一般知識	次の科目について質問し、答えさせる。 1. 航空法規 2. 航空交通管制 3. 航空工学（航空機の性能、運用限界等を含む。） 4. 航空気象 5. 空中航法	各科目について事業用操縦士と同等の知識を有していること。

2. 教育要領			
(目的) 操縦教育に必要な基本的知識等について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
2-1	操縦教員	技能証明制度の概要及び操縦教員の法律上の位置づけと役割並びに操縦教育の目的について質問に答えさせ、又は説明させる。	質問事項に正しく答えられ、又は説明できること。
2-2	訓練計画	<p>1. 自家用操縦士技能証明取得訓練コース又は事業用操縦士技能証明取得訓練コースを指定し、受験者に訓練計画を提出させる。</p> <p>2. 訓練計画を点検し、次の事項について質問に答えさせ、又は説明させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 基準及び目的の設定 (2) 学習ブロックの確認 (3) 訓練シラバス (4) レッスン・プラン (5) その他必要な事項 	<p>1. 適切な訓練計画を作成できること。</p> <p>2. 質問事項に正しく答えられ、又は説明できること。</p>
2-3	操縦教育	<p>1. 次の科目の中から3つ以上指定し、試験官を練習生と仮定して教育を行わせる。また練習生に教育する場合の要点について質問に答えさせ、又は説明させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 航空法規 (2) 航空交通管制 (3) 航空工学（航空機の性能、運用限界等を含む。） (4) 航空気象 (5) 空中航法 <p>2. 操縦練習科目を練習生に教育する場合の目的、実施要領及び要点について質問に答えさせ、又は説明させる。</p>	<p>1. 各科目について操縦教員として教育する場合の要点を的確に把握し、教育できること。</p> <p>2. 操縦練習科目を正しく理解し的確に説明できること。</p> <p>3. 質問事項に正しく答えられ、又は説明できること。</p>

3. 安全対策			
(目的) 操縦教育を行ううえで必要な安全に関する知識等について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
3-1	単独飛行の安全基準	単独飛行に係る安全基準(滑空機)についての質問に答えさせ、又は説明させる。	質問事項に正しく答えられ、又は説明できること。
3-2	見張りと衝突回避	次の事項について質問に答えさせ、又は説明させる。 1. 操縦練習の初期の段階から練習生に対して適切な見張りと衝突回避の習慣を形成するための教育を行うことの重要性 2. 見張りと衝突回避についての視覚、知覚	質問事項に正しく答えられ、又は説明できること。

III. 実技試験

実技試験において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

4. 操縦練習			
(目的) 訓練計画の作成、実技指導等を行わせ、操縦教員としての実技指導能力について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
4-1	出発前の確認	出発前に機長が確認すべき事項とその実施要領等について質問に答えさせ、又は説明させる。	質問事項に正しく答えられ、又は説明できること。
4-2	訓練計画の作成	1. 練習生の飛行経歴及び技能レベルを受験者に示したうえ、実技指導を行うべき科目を指定し、訓練計画を作成させる。 (注) (4-4) の科目から指定する。 2. 訓練計画を点検し、質問に答えさせる。	1. 適切な訓練計画を作成できること。 2. 質問事項に正しく答えられること。
4-3	飛行リ前とのブリーフィング	訓練計画に基づき、試験官を練習生と仮定して飛行前のブリーフィングを行わせる。	飛行前のブリーフィングが的確にできること。

番号	科目	実施要領	判定基準
4-4	実技指導及び模範演技	<p>(実技指導) 基本的な操縦技術（直線飛行、旋回、加減速及びトリムの使用法）及び指定した科目について、試験官を練習生と仮定して実技指導を行わせる。</p> <p>(模範実技) 科目を指定し模範実技を行わせる。</p> <p>(注) 科目は、事業用操縦士及び自家用操縦士に係る実地試験の科目から指定する。模範実技の科目に次の科目を追加する。</p> <p>(1) スピン及びスピンドルからの回復 [注] 飛行規程により意図的なスピンドルが禁止されている場合、空域、気象条件、装備等の事情によりスピンドルを実施できない場合にはこの科目を口述で行う。</p> <p>(2) 横滑りからの着陸</p> <p>(3) 地点目標を中心とした旋回</p>	<p>(実技指導) 各科目的指導の重点を把握し、実技指導が的確にできること。</p> <p>(模範実技)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 操縦技量は、細則及びIV. 追加模範実技科目に定める判定基準以上であること。 2. 柔軟、円滑な操作であること。 3. 各科目の要点を的確に説明しながら操作できること。 4. スピンドルの原因と初動を理解しスピンドルの初期からの回復操作が適切であること
4-5	飛行リポートのフィーニング	<p>試験官を練習生と仮定して飛行後のブリーフィングを行わせる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 行った科目の評価、不十分な点の指摘及びその矯正のための方法 2. 今後の飛行訓練において注意すべき事項 	飛行後のブリーフィングが的確にできること。

5. 総合能力			
(目的) 実地試験全般にわたって教育技法、教育態度等を確認し、操縦教員としての教育能力を総合的に判定する。			
番号	科目	判定要領	判定基準
5-1	評価	評価の公正性、客觀性について判定する。	公正、かつ、客觀的な評価がされること。
5-2	教育技法	教材の準備及び利用、教育技法について判定する。	1. 適切な教材を準備し、有効に利用できること。 2. 適切な教育技法により指導できること。
5-3	表現力	学科教育及び実技指導における要点の指示、注意の喚起等の方法について判定する。	1. 言語は明瞭であること。 2. 平易で適切な説明及び指導がされること。
5-4	教育態度	教育中の服装、動作、態度について判定する。	操縦教員として適切な服装、動作、教育態度であること。

IV. 追加模範実技科目

模範実技に追加する科目的実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

1. 各種離陸及び着陸並びに着陸復行			
(目的) 横滑りからの着陸について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
1-1	横滑りからの着陸	1. 最終進入においてフォワードスリップを行い、対地60メートル以上で通常の進入体勢に戻して着陸する。 2. 抗力増大装置及びフラップは使用制限がある場合を除いて使用する。 3. 指定された地点に接地する。	1. 初期失速のバフェットを起こさないこと。 2. 3舵を適切に操作し、最終進入経路を正しく進入できること。 3. 指定された地点から前方30メートルを超えない範囲内に安全な姿勢で接地できること。 4. 横滑り状態で接地したり、接地後著しく方向を偏位させないこと。

2. 外部視認目標を利用した飛行を含む空中操作

(目的)

地点目標を中心とした旋回について判定する。

番号	科目	実施要領	判定基準
2-1	地点目標を中心とした旋回	<p>地点目標を中心として、航跡が目標から概ね等距離となるよう適宜傾斜角を修正しながら左又は右の360度旋回を行う。</p> <p>旋回経路は無風状態で傾斜角を25度の航跡とし、経路調整のための傾斜角の最大は45度とする。</p> <p>(注) 徠航装置なし動力滑空機の実地試験はパワーオンで場周経路と概ね同じ高度を維持する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 所定の経路を滑空できること。 操作は柔軟円滑で、滑空機の操縦と地上の航跡の両方に対して注意配分が良くできること。 高度は±100フィート以内の変化であること。 (徳航装置なし動力滑空機に限る。) 極端な急旋回とならないこと。 最低安全高度以下で飛行しないこと。

V. 実地試験成績報告書

実地試験成績報告書の様式は次のとおりとする。

附 則（平成25年11月8日 国空航第557号）
(施行期日)

1. この操縦士実地試験実施細則は、平成26年4月1日から施行する。
2. この操縦士実地試験実施細則の施行の日から6ヶ月を経過する日までは、従前どおりとすることができる。

附 則（令和2年12月22日 国空航第2175号）
この改正通達は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日 国空航第3037号）
この改正通達は、令和4年4月1日から施行する。

V. 実地試験成績報告書

実地試験成績報告書の様式は次のとおりとする。

実地試験成績報告書 (操縦教育証明)

条件有り	総合判定

① 受 験 者 調 書

ふりがな	□昭和 □平成 □西暦	
氏 名	生年月日 年 月 日	
受験する航空機の種類	□飛行機 □回転翼航空機 □滑空機 □飛行船	
試験に使用する航空機		
等 級	型 式	国籍・登録記号
□陸上 □単発(機) □ピット機 □水上 □多発(機) □タービン機	式 型	番号 _____
連絡先 (会社団体等)	電話番号 _____	
学科試験合格	年 月 日	受験地 _____

② 教 官 の 証 明

受験者は操縦教育証明に係る模擬飛行装置又は飛行訓練装置による所定の技能を有していることを証明します。

教官の有する技能証明の資格と番号 _____ 操縦士 No. _____
操縦教育証明 No. _____

年 月 日 教官氏名 _____

受験者は操縦教育証明に係る所定の技能を有していることを証明します。

教官の有する技能証明の資格と番号 _____ 操縦士 No. _____
操縦教育証明 No. _____

年 月 日 教官氏名 _____

③ 試 験 の 実 施

模擬飛行装置又は飛行訓練装置	実機
期日 年 月 日 場所	期日 年 月 日 場所
試験官	試験官
特記事項	特記事項

- 受験者は、①受験者調書欄に所要事項を記入又は✓印を付すこと。
- 教官は、②教官の証明欄に所要事項を記入のうえ、試験官に提出すること。
- 試験官は、「条件付操縦教育証明」の試験を実施した場合は所定の欄に✓印を付すこと。